

【研究ノート】

日本と中国におけるシティズンシップ教育 ——東アジアの道徳と政治の境界線に注目して——

李晴昊

上智大学大学院

概要：グローバル化の進展に伴い、世界各国でシティズンシップ教育への関心がますます高まっている。日本や中国のシティズンシップ教育は、東アジアの思想や歴史に根差して、独自の発展を築いてきた。本稿は、イギリスの「クリック・レポート」で提起されたシティズンシップ教育の要素である「社会的道徳的責任」の議論が、日本と中国におけるシティズンシップ教育にどのように接続されているかを明らかにする。また、両国のシティズンシップ教育が、政治教育と道徳教育の狭間で、東アジアの思想的文脈を保持しながら展開されていることを考察する。さらに、道徳教育と政治教育の間の思想的境界性とその独自性を提示したい。

キーワード：東アジア、市民教育、シティズンシップ、道徳教育

Citizenship education and citizenship in Japan and China — Focusing on the boundary of morality and politics in east Asia —

Qing-hao Li

Graduate school of education

Sophia University

Abstract: *With the development of globalization, every country paid more and more attention to Citizenship education. Citizenship education in Japan and China, rooted in the unique thoughts and history of East Asia and has its own unique development. This paper focuses on the element of citizenship education described in the "Crick report": "social and moral responsibility". And aim to clarify how the discussion of "social morality" is connected to citizenship education in Japan and China, how is the citizenship education in Japan and China being developed while maintaining the ideological contexts of East Asia, and try to present the ideological boundary between moral education and political education and its uniqueness.*

Keywords: *East Asia, Citizenship education, Citizenship, Moral education*

はじめに

グローバル時代に生きる力や国民資質の向上・総合的能力の育成と繋げるシティズンシップ教育 (Citizenship education) は、2002年にイギリスの中等教育段階で「シティズンシップ」の教科が必修科目に加えられたことをきっかけに、国内外で注目されてきた。20世紀以降、第一、第二世界戦争を経て、国民主権が各国で確立され、国民が政治に参加する権利、あるいは参政権が法律で保護された。それに対して、多くの国々では、国民が公共生活に持続的に参加する機会が低下する傾向に直面してきた。例えば、イギリスでは、「80年代以降、深刻な不況によって若年失業者が増加し、将来への展望を失った若者たちの暴力、社会的無関心が重大な問題として認識されるようになると、将来を担う世代に、社会的責任、法の遵守、地域やより広い社会と関わることの重要性を教えなくては、民主主義社会の将来はない、との危機感が広がった。」¹そのため、ヨーロッパやアメリカでは、社会の発展や安定に寄与するシティズンシップ教育の導入に力を入れてきた。各国は、シティズンシップ教育の政策と実践を通じて、新しい時代のシティズン／市民の育成を期待するようになってきている。

近年、ヨーロッパ諸国でのシティズンシップ教育への関心の高まりとともに、東アジアの国々でもシティズンシップ教育を導入し実践する動きが進んできた。例えば、日本では、2006年に経済産業省が示した『シティズンシップ教育宣言』²において、成熟した市民社会の成立を前提として、「シティズン・リテラシー」とそれをベースにした資質育成の教育プログラムの提言がなされている。さらに、2018年に民法が改正され、「18歳選挙権」の実現とともに子どもや生徒たちを「能動的な市民 (アクティブ・シティズンシップ)」として育むことが喫緊の課題になっている。

中国でのシティズンシップ教育の歴史は、五四運動前後にまで遡ることができる。1919年、全国教育会連合会は国民教材の編纂を提出した。また、1922年に制定された「小中学校課程標準」によって、公民科を小中学校のカリキュラに組み入れるようになった。2001年2月、「公民道徳建設実施要綱」が公布された。この文書には、市民育成の重要性と主要内容について、指導思想、方針原則など8つの面から詳細に論じられ、シティズンシップ教育についての新たな要求を提出した。その後、中国でのシティズンシップ教育に関する研究と実践も増加していった。同年、当時の中国で唯一の「国際与比較公民道徳教育研究中心 (International and Comparative Citizenship Education Research Centre)」の研究センターである鄭州大学市民教育研究センターが設立された。さらに、2007年10月に発表された中国共産党中央十七大報告書では、「市民教育を強化し、社会主義民主、自由平等、公平正義などの理念を確立する」³というシティズンシップ教育に関する新しい目標を提出して、シティズンシップ教育の発展を急務として捉え、その必要性について改めて強調した。

このように、日本や中国において、シティズンシップ教育をめぐる理論研究と実践が活発に探られるようになってきている。一連の動向は、イギリスの中等教育で「シティズンシップ」のカリキュラムが導入されたことや、欧米を中心にシティズンシップ教育の研究や実践が積極的に展開されたことも大きく影響している。イギリスの「シティズンシップ」の教科化に貢献したバーナード・クリック (Bernard Crick) のシティズンシップ教

¹ シティズンシップ教育推進ネット <http://www.citizenship.jp/citizenshipedu/> 2021年1月6日アクセス

² 経済産業省『シティズンシップ教育宣言』経済産業省経済産業政策局経済社会政政策室、2006年。

³ 「中国共産党中央十七大報告書」 <http://i.cztv.com/view/12705789.html> 2020年6月17日アクセス

育論に関する研究も活発に行われている。クリックは、シティズンシップ教育が参加型市民社会を構築するために最も基礎的な教育であると主張し、「社会的道徳的責任 (Social and moral responsibility)」、「共同体への参加 (community involvement)」、「政治的リテラシー (political literacy)」という三つの要素から構成されるシティズンシップ教育を提唱した。日本や中国のシティズンシップ教育においては、いわゆる「クリック・レポート」⁴で提出された三つの構成要素の中で、「政治的リテラシー」の議論が頻繁に注目され、その育成をベースにした教育実践と研究も数多く行われてきた。その一方で、シティズンシップ教育にかかわる「社会的道徳的責任」については、必ずしも十分な議論の蓄積がなされてきたとは言えず、またシティズンシップにかかわる道徳教育と政治教育の相互の関係と境界線についてもなお課題として残されている。

また、中国と日本のシティズンシップ教育に関するもう一つの課題は、社会の更新とともに変化する道徳や社会的責任などの状況に対して、学校での道徳教育と政治教育がどのように対応していくかという問題がある。例えば、シティズンシップ教育を通して、生徒たちの社会参加やつながりを重視することが期待される一方で、望月が「これら日本の教育は、今の社会と政治を問わず、決まりや規範」⁵を強化してしまうと述べるように、むしろ規範の形成に寄与してしまう結果を招いている。さらに言えば、主に欧米で発展してきたシティズンシップ教育が、日本や中国をはじめとする東アジアの思想的、歴史的文脈とどのように接合され、新たな特徴を付与されてきたかということも重要な論点を形成するだろう。特に、歴史的に、儒学の影響を少なからず受けている日本と中国では、道徳教育は政治教育と混同されやすいという独特な問題をも生じさせている。

そこで、本稿では、日本と中国におけるシティズンシップを東アジアの道徳と政治教育の文脈に照らして論じていくことにする⁶。

1 シティズンシップ教育と社会的道徳的責任の再概念化

(1) シティズンシップ教育とクリックの教育論

シティズン (citizen) の語源は *civitas* であり、古代ギリシア語から生まれた用語である。社会の発展や歴史背景の相違に伴い、シティズンシップの定義は異なる展開を示し、その理解と実践も大きく異なっている。

シティズンシップの概念の由来は、古代ギリシア時代に遡ることができる。プラトン (Plato) は、『国家』の中で、市民と国家の関係について論じた。近代以降では、ロック (John Locke) やルソー (Jean-Jacques Rousseau)、カント (Immanuel Kant)、ハーバーマス (Jürgen Habermas) などの思想家によってシティズンシップの再解釈がなされ、今日では、シティズンシップの概念は多重な意味を含んで形成されている。

特に、1950年にイギリスの社会学者のマーシャル (T.H. Marshall) が『シティズンシッ

⁴ Crick, Bernard and Porter, Alex, *Political Education and Political Literacy*, Longman, 1978.

⁵ 望月一枝「実践記録からつくる学校と社会」白石陽一・望月一枝『18歳を市民にする高校教育実践——実践記録を「読む」意味』大学図書出版社、2019年、p.126.

⁶ なお、「シティズンシップ教育」に関する用語について、日本の研究では「市民教育」や「市民性教育」、「主権者教育」などと翻訳して用いる傾向があるが、一方の中国では「公民教育」という語を用いて研究することが多い。日本で、「公民教育」はむしろ「シビック・エデュケーション (civic education)」の訳語として使用されることが一般的である。

プと社会的階級』⁷で示したシティズンシップの定義は、今日でも広く引用されている。マーシャルは、シティズンシップが含む権利の側面を強調している。マーシャルは、シティズンシップの定義の成立と発展について考察している。すなわち、①18世紀の「市民的諸権利 (civil right)」、②19世紀の「政治的諸権利 (political right)」、及び③20世紀の「社会的諸権利 (social right)」である。このようなマーシャルの権利としてのシティズンシップの議論に対し、デランティ (Gerard Delanty) は、近代的シティズンシップが「権利」、「義務」、「参加」、「アイデンティティ」という四つの部分から構成されていると主張した⁸。中山がヨーロッパでは「多層型シティズンシップや並列型シティズンシップ」が見られると指摘するように⁹、シティズンシップの概念自体が多様化してきていると言える。その中で、教育的概念としてのシティズンシップは、国家や社会から要求された必要な素質を備えると同時に、「新たに作り出すこと」も意味するようになり、その「形成的側面」をより強調している¹⁰。

では、クリックのシティズンシップ教育論はどのようなものだろうか。クリックは、1969年に政治学会を設立し、『政治教育と政治的資質』などの書籍を出版して、イギリスのシティズンシップ教育に関する政策の発展に尽力した。クリックが主張するシティズンシップ教育は、伝統的な市民教育である道徳教育に加えて、民族国家の枠組みに基づく政治的リテラシーの育成、さらに国境を超えたグローバル・シティズンシップ教育、及び人類共同体に関わる環境教育、平和教育、人権教育などを含んで成立している。それは、個人、コミュニティ、ヨーロッパ共同体、国家と世界、及び伝統、現実と未来に対する全面的な配慮によって構成されている。

クリックは、「クリック・レポート」において、シティズンシップ教育に関する三つの概念を提示している。すなわち、「社会的道徳的責任」、「共同体への参加」、「政治的リテラシー」である。その中で、「政治」の概念に関しては、三つの側面から基本的な理解が示されている。(1) 政府：権力、強制力、権威と秩序、(2) 人民：自然権利、個性性、自由と福祉、(3) 関係：法、正義、代表と圧力である¹¹。彼は、「概念を理解することは単なるスタートであり、完全に社会を理解することではない。これらの基本概念と関係を理解する上で、社会と政治制度を理解する」¹²ことが必要であると強調している。また、クリックにとって、明確な概念があつてこそ、政治行動を開始することができるが、これらの概念を直接教えるのではなく、実際の政治生活との連続で理解するようにしなければならない。さらに、クリックは、「政治」は「討論の過程」であり、古代ギリシアの観念では「弁証法」を必要とすると述べる。彼は、「効果的な討論」のためには、反対意

⁷ Marshall, T.H. & Bottomore, T., *Citizenship and Social Class*, Pluto Press, 1992. (岩崎信彦・中村建吾訳『シティズンシップと社会階級——近現代を総括するマニフェスト』法律文化社、1993年.)

⁸ Delanty, G., *Citizenship In A Global Age*, Open University Press, 2000. (佐藤康行訳『グローバル時代のシティズンシップ——新しい社会理論の地平』日本経済評論社、2004年.)

⁹ 中山あおい「今、なぜシティズンシップ教育か」中山ほか『シティズンシップへの教育』新曜社、2010年、p.13.

¹⁰ Rubin, Beth C. and Giarelli, James M., *Civic Education for Diverse Citizens in Global Times*, Lawrence Erlbaum Associates, 2008, p.13.

¹¹ Crick, Bernard and Porter, Alex, op. cit., p.51.

¹² Ibid., p.60.

見や反対のケースを考慮して、いくつかのやり方を堅持しなければならないと主張し¹³、「もしすべての人が権威に影響を与えるべきではないと考えるなら、その結果、彼らの文化やライフスタイルは単一の形式になり、その豊かさと多様性を喪失し、環境変化に対する適応性も欠落することになる」¹⁴と指摘している。唐らによれば、クリックの政治観には、「行動」が「政治の本質」であり、それは「異なる観点、利益、興味などの差異に対して議論の形態」を取り、「コミュニケーションを通じて平和的に衝突を解決する方法」を求めるものである。唐らは、「政治行動の成功」は「政治的美徳や公民的美徳、特にプログラムの価値観」に依存し、これらの価値観の育成は「国民教育の最終目的」であると論じている¹⁵。

周知のように、国家の公民が備えている政治的リテラシーと政治参加の意欲は、民主主義及び国家の発展と相互に関連している。また、政治的リテラシーの重要性については、すでに多くの研究の蓄積がなされている。例えば、2011（平成23）年に総務省が発表した「常時啓発事業のあり方等研究会最終報告書」で指摘されているように、「政治文化の変革を担うアクティブ・シティズンの育成」には、「政治的リテラシー」を中心にした「政治教育」を「シティズンシップ教育のコア」に位置づけることを必要としている¹⁶。また、中村は、「能動的市民に必要な政治的リテラシー」が「ボランティア・市民活動が『安上がりな動員』や『対立や抗争性の隠蔽』といった落とし穴に嵌まるのを防ぐため重要な教養となるだろう」¹⁷と述べている。さらに、関口は、クリックが提出した「政治的リテラシー」は「知識・技能・態度の複合体である」¹⁸と解釈している。

一方、牛らは、「この報告書が『社会的道徳的責任』をシティズンシップ教育の第一位に置き、公民の職責、義務、使命感などが社会全体の礎石となり、その上に、多元的、相互連結的な社会資本ネットワークが形成される」¹⁹と指摘した。クリックによれば、シティズンシップ教育の一つの目的は、子どもたちが将来社会と国家の責任を引き受け、社会の凝集力を高めることができ、多元社会における信頼関係を育むことである。さらに、クリックは、実践を重視するデューイ（John Dewey）の教育哲学に示唆を受け、価値観に関する知識は真の価値観ではなく、道徳に関する知識は真の道徳でもなく、道徳の本質は実践であると主張している。

「クリック・レポート」が提出した三要素については、新しい解釈も示されてきた。2007年に公刊された「アジェグボ・レポート」²⁰では、シティズンシップ教育の第四の

¹³ Crick, Bernard, *In Defence of Politics*, Harmondsworth: Penguin Book Ltd, 1964, p.33.

¹⁴ Crick Bernard, *The Introducing of Politics. In Heater, D. B. ed. The Teaching of Politics*, Methuen Educational Ltd, 1969, p.1.

¹⁵ 唐克军・蔡迎旗「科瑞克与英格兰公民教育的理论想象」『华中师范大学学报』55卷,6号、2016年、p.161.

¹⁶ 「常時啓発事業のあり方等研究会最終報告書」https://www.soumu.go.jp/main_content/000141752.pdf 2020年6月17日

¹⁷ 中村隆志「能動的市民と政治的リテラシー—シティズンシップ教育の脱政治化をめぐる一考察— Active Citizen and Political Literacy —A Study on Depoliticization of Citizenship Education—」『総合法政策研究会誌』第2号、2019年、p.8.

¹⁸ 関口正司「バーナード・クリックの政治哲学とシティズンシップ教育論」『政治研究』第60号、2013年.

¹⁹ 牛国卫・郭卿「《科瑞克报告》与英国公民教育发展」《外国中小学教育》第4期、2010年、p.8.

²⁰ DfES, *Diversity and Citizenship: Curriculum Review*. London: DfES, 2007.

<http://www.educationengland.org.uk/documents/pdfs/2007-ajegbo-report-citizenship.pdf> 2020年6月17日アクセス

要素として、「アイデンティティーと多様性：英国で共に暮らすこと (identity and diversity: living together in the UK)」が加えられた。

さらに、長沼は、「日本の Citizenship 教育の推進において、社会的・道徳的責任と社会参加は脇に追いやられてきてしまった」と解釈した上で、クリックのシティズンシップ教育論について、「政治的リテラシーこそが重要であるという言説を改め、三要素のどれも重要であるとして、理念を再構築する必要がある」²¹と主張している。

公民として、「政治的リテラシー」を備えることは必要であるが、それと同時に、公民として自発性を発揮する原動力もまた重要である。それは公民感情のことであり、公民として自分が存在するコミュニティに何らかの感情を持つことでもある。その素質は、「共同体への参加」によって形成され、「社会的道徳的責任」とともに、公民の社会参加を促進するものである。

(2) 社会的責任と道徳に関する概念の更新

「クリック・レポート」で言及された三つの概念の中で、クリックは、「社会的道徳的責任」がシティズンシップ教育の基礎になると主張した。ここでは、まず社会的責任の内容と道徳の定義について論じることとする。

道徳の定義に関して、武は、アリストテレス (Aristotle) の思想を中心として、古代ギリシアにおける市民と市民に関する文化を用いて解釈した。彼にとって、市民参加それ自体は道徳の一種であり、「その行動を通して、政治共同体への責任と忠誠及び政治と社会価値への尊重を示すこともできる」²²。それと同時に、理性、誠実、勇気などの理想的な道徳と法治、平等などの現代的な道徳を加えて、全面的な道徳要求を構成する。

既存の共通善を道徳として認識し、その内容に従って行動すべきだという主張が展開される一方で、道徳の定義と民主主義の確立に関わる協議を重視し、それが参加型市民教育の中で最も重要な構成要素の一つであるとする主張も少なくない。ボマン (James Bohman) によれば、「協議と民主理論は複雑な社会の民主参加に認識論及び道徳の基礎を提供しなければならない」という²³。さらに、ガットマン (Amy Gutmann) らは、現代民主が直面する基本的な道徳の相違をどう処理するかという問題を考える時、「議論」または「協議」を民主的な観念の核心として提出した。彼女らは話し合いが政治生活における自然的な延長であると信じている。彼女らにとって、「民主社会における市民たちが政治の自由を自己の利益や集団の利益を追求する道具として認識するだけでなく、他の人の利益を保護し、正義感をもって行動するように期待すれば、論争されている政治問題の本質に関する意見交換を行い、また多種類の道徳が存在することを認める上で、それぞれの道徳について論証しなければならない」²⁴。さらに、彼女らは、道徳の重要性を強調しつつも、議論あるいは協議することが社会的責任であると捉えた。つまり、ここで共通する道徳の考え方というのは、すでに形成された共通善のことではなく、協議を通して、絶えず完全へと向かう共通善のことを意味している。

²¹ 長沼豊「Crick reportの3要素に関する言説について——日本のCitizenship教育推進における課題とは——」『教育創造研究』第1号、学習院大学文学部教育学科長沼豊研究室、2019年、p.91。

²² 武進『市民身分認同教育目標の構建』北京大学出版社、2019年、p.35。

²³ ジェームズ・ボマン著 黄相懷訳『公共協議：多元主義、複雑性と民主』中央編訳出版社、2006年、p.27。

²⁴ エイミー・ガットマン・デニス・トンブソン著 楊立峰・葛水岩・応奇訳『民主と相違』東方出版社、2007年、p.35。

ひるがえって、「社会的責任」は、協議というよりも、様々な含意を含んでいる。それぞれの「社会的責任」を明らかにするために、まず「責任」という語について考察することが必要である。「責任」とは、人間と社会が出現した後に生じるものであり、社会における人間の相互行為から生まれ、その産物とも言える。マルクス (Karl Marx)²⁵により、人間自身は手段であり、目的でもある。つまり、自己実現は他人との相互作用に基づいて完成するとされる。それゆえ、責任の履行というのは、まさにその人間関係を維持する手段であり、さらに一つの関係である。多種多様な「責任」の中で、本稿で議論したいのは「道徳的責任」と「社会的責任」である。まず、社会的責任は個体及び公共体として背負う責任であり、社会からの規定、要請なども社会的責任に含まれている。社会的責任は、主に人間と社会の関係の中で存在し、それを履行することを通じて、人間の社会性を体現することができる。また、市民責任の核心としての社会的責任は、市民が公共利益と公共善の擁護を通して、市民自身の公共性を体現することもできる。さらに、積極的に社会活動を参加することで、自身価値を実現するのも社会的責任の一つであろう。

武は、社会的責任についての議論の前に、社会的責任感と社会的責任意識という二つの概念を区別する必要性を主張している。彼によると、社会的責任感とは社会的責任認知、社会的責任感情と社会的責任意識を含み、内面的な心理メカニズムを通して人間の行動に影響を与えるものである。その一方、社会的責任意識は、個人の社会職責、任務と使命について自覚することである。両者とも、市民の社会参加を促す役割を持っている²⁶。

また、市民の属性は多様であり、多元的な市民という理解も登場し、市民としての道徳と社会的責任が含意するものもより複雑になってきた。さらに、社会的責任について論じる際には、様々な精神的葛藤を伴うかもしれない。例えば、国の市民として、国の利益を優先すべきが、世界市民 (グローバル・シティズンシップ) として、国の利益を犠牲にしなければならないかといった問題も生じうる。このような葛藤は、市民の多様化により、ますます増えてくることが予想されるが、「道徳」と「社会的責任」に関する議論も新しい市民の誕生とともに大きな課題を抱えている。

2 東アジアの儒家文化とシティズンシップ教育

(1) ヨーロッパから東アジアへと転換するシティズンシップ教育

シティズンシップ教育が世界各地で求められるようになった背景として、森実は、以下の五つの共通する要因を挙げている。すなわち、「グローバリゼーション、知識基盤社会の到来、貧富の格差拡大とそれに伴う社会分離の恐れ、民族主義や人種差別などの跋扈及びとりわけ若者にみられる、無力感や社会参加の低下」²⁷という五つの原因である。さらに、シティズンシップ教育に関する研究類型について、池野が「一般的な教育概念を基づいた類型」、「社会科学概念を基づいたシティズンシップ教育の内容の類型」及び「シティズンシップ教育の機能に基づいた類型」という三つの類型に分類して、特に三つ目のシティズンシップ教育は「社会形成と人間形成」に対する機能に関係していると

²⁵ 中共中央编译局『馬克斯恩格斯全集』第46卷(上)、人民出版社、1979年、p.196。

²⁶ 武進『市民身分認同教育目標の構建』北京大学出版社、2019年、p.43。

²⁷ 森実「民主主義の危機とシティズンシップ教育」中山ほか『シティズンシップへの教育』新曜社、2010年、pp.2-3

指摘した²⁸。

上述したように、クリックは、1998年の「クリック・レポート」で、アリストテレスなどの西洋公民共和主義の伝統思想を汲み取り、「市民的共和主義」の立場で、能動的な市民（アクティブ・シティズン）の育成を提唱している。この報告書は、イングランドにおいてシティズンシップ教育を指導する要綱となっている。唐は、クリックが「イングランド国民教育の総設計者」²⁹とされていると指摘する。その後、2002年に、イギリスでは「シティズンシップ」が独立した科目となり、中等教育の必修科目に位置づけられた。

今日では、東アジア諸国においても、シティズンシップ教育に関する研究と実践が数多くなされている。中国におけるシティズンシップ教育に関する研究もますます増えてきている。周らによれば、1985年、「公民」の科目が中学校のカリキュラムに導入され、主に「道徳教育」を中心として実践されたことをきっかけに、中国での「公民教育」への関心が高まってきた³⁰。その後の一連のカリキュラム改革によって、学校でのシティズンシップ教育の内容と実践が発展してきた。例えば、シティズンシップの政治教育としての側面だけでなく、社会参加や総合学習と連動してシティズンシップ教育を実施することが提唱された。しかし、中国におけるシティズンシップ教育は、個体の善と公共善の区別を差し置いて、個人徳性の涵養を重視し過ぎて、公共価値及び公共精神の培養を看過しやすいため、道徳教育と混同する恐れがある。葉³¹は、中国で参与観察と調査を実施した。それによれば、172名の小学校教師の中で、28%の教師は「良き人」と「良き公民」は一致するという事に疑問を抱いている。一方で、10%の教師は、「良き人」と「良き公民」の関係の区別を理解できていないことが判明した。

また、日本においても、「良き市民」になるためのシティズンシップ教育が重視されてきた。例えば、中央教育審議会が「キャリア教育や社会を構成する一員としての主体的な生き方に関わる教育（いわゆるシティズンシップ教育）等の充実の観点からも、外部の人材の協力を得ることや『特別の教科 道徳』の授業の積極的な公開、土曜日の活用なども含めた家庭や地域の人々も参加できる授業の工夫など、家庭や地域との連携を強化することが重要である」³²と、道徳教育の重要性をシティズンシップ教育の面から論じている。また、池野は、シティズンシップ教育を「構成員教育の一形態」と定義し、「一人ひとりがグローバルな社会を含む市民社会の動因を構成しその社会を変革するメンバーを作り出す」ための教育であると考察している³³。

²⁸ 池野範男「グローバル時代のシティズンシップ教育——問題点と可能性：民主主義と公共の論理——」『教育学研究』81巻2号、2014年、p.141。

²⁹ 唐克军・蔡迎旗「科瑞克与英格兰公民教育的理论想象」『华中师范大学学报』55巻6号、2016年、p.159。

³⁰ 周长祐・韩呼生・朱明光『公民教育国际研讨会暨俄罗斯考察』中华人民共和国教育部课程教材中心办公室 中华人民共和国教育部 人民教育出版社；中央教育研究所、2003年、p.40。

³¹ 叶飞『公共交往与公民教育』人民出版社、2013年、p.16。

³² 「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/10/21/1352890_1.pdf 2020年6月22日アクセス

³³ 池野範男「グローバル時代のシティズンシップ教育——問題点と可能性：民主主義と公共の論理——」前掲、p.138。

(2) 道德教育を中心とするシティズンシップ教育と儒家文化

クリックが述べたように、シティズンシップ教育を考えると、「社会的道徳的責任」は不可欠な要素である。ゆえに、「社会的道徳的責任」を育成する道徳教育も重視されなければならない。このことは、道徳教育をめぐる重要なことの一つは、各自が自己の特性を備えた市民を育成すると同時に、一定の価値を共有した市民を育成することができるかどうかということも意味している。したがって、市民教育は理想的な市民の育成を基盤にして、平等、解放、寛容を原則として、生徒に知識を教え、市民として意識させ、自発性を引き出し、市民としての能力を育成しなければならない。

東アジア諸国では、「社会的道徳的責任」を中心としたシティズンシップ教育を実施している地域が少なくない。これらの国々では、多かれ少なかれ、儒家文化の影響を受けてもいる。儒家文化の中核は、「徳」であり、汎徳主義の歴史文化を背景に形成されている。社会の各方面が儒家文化に浸染され、家、社会、家庭と個人は「徳」の枠組みの下に置かれ、一連の倫理規範と深く関連している。儒家文化は、東アジア型のシティズンシップ教育に大きな影響を与えている。このような「美德」を基礎として成り立つシティズンシップ教育は、欧米における個人の権利を中心とするシティズンシップ教育とは異なり、公共の利益と社会的責任が優先される傾向にある。例えば、シンガポールでは、道徳教育をシティズンシップ教育の第一義とし、小中学校のカリキュラムは国家から公布された市民と道徳教育課程要綱に基づいて設置される。赦によれば、これらの施策に共通するのは、「道徳を核心とするシンガポールの『シンガポール人』的価値観を確立することである」³⁴と主張している。さらに、儒家文化の影響を大きく受けている中国では、古代より道徳を国と市民の基本として認識する文化が根強く残っている。

中国において、「社会的道徳的責任」に関する道徳教育は、公民教育の中心的な基盤を構成するものとして導入されている。中国の公民教育は、2001年の『公民道徳建設実施綱要』³⁵の公布によって政府が主導する形で開始された。それは、公民の「社会公德教育」、「職業道徳」、「家庭美德と個人品德」から構成されている。それはまた、市民個人の生活、公共生活及び国家生活という三つの領域を含んで成立している。

さらに、国と政府の法律、または学校のルールなどの力で成り立つ、上からの「道徳拘束力」とは反対に、市民の自発性から生じる下からの「民間道徳力」も存在している。このような道徳力の養成と発展は、現代市民教育における一つの重要な柱になっている。「民間道徳力」は、市民行動を主な表現手段とし、個人、社会、国家の三つの側面から道徳的責任の養成に影響を与えている。ゆえに、シティズンシップ教育は、そのような民間の「社会的道徳的責任」の養成に重要な役割を果たしている。「民間道徳力」は、非公式的な道徳意識、道徳規範と道徳実践によって生み出された役割と効力であり、その内容は親孝行、誠実と信用を守るなどの伝統的な美德の実践だけでなく、現代市民が公共生活の主体として積極的に参加することも含まれている。「民間道徳力」の主体は、民衆であり、具体的には民衆の個人、民間公益組織と一時的な市民集団などである。それに対して、王は、「人道、人間性、人倫と人情は民間道徳力の基礎であり、自発性、適時

³⁴ 敖洁『我国大学生市民教育实效性研究』湖南師範大学博士論文、2013年、p.82.

³⁵ 「公民道徳建設実施綱要」

http://www.wenming.cn/ziliao/wenjian/jigou/zhonggongzhongyang/201202/t20120222_514081.shtml 2020年6月17日アクセス

性、質素性と純粋性はその特性表現である」³⁶という主張を展開した。王によれば、将来、民間道徳力の育成において重要なのは、その主体（未来の市民）に対する教育である。言い換えれば、伝統的な道徳教育及び現代の市民教育は「民間道徳力」の育成にとって重要な担い手なのである³⁷。

最後に、シティズンシップ教育における「社会的道徳的責任」の育成は、儒家文化に影響を受けている国々に限らず、グローバルなレベルで関心が喚起されている。市民により多くの自由を与え、多様性を保つと同時に自国の特色ある「社会的道徳的責任」をどのように構想するのか、シティズンシップ教育における道徳教育の内容、目標、方式をどのように革新するのかといった課題も喫緊のものになっている。

（3）政治教育と道徳教育の混同

これまで論じてきたように、欧米だけではなく、東アジアでも、シティズンシップ教育における「政治的リテラシー」の重要性が注目されてきている。特に、研究と実践において、「クリック・レポート」での「政治的リテラシー」がシティズンシップ教育の核心的要素として認識されていることが少なくない。そのため、政治教育がシティズンシップ教育の中でも重要な位置に置かれると論じられてきた。一方で、道徳教育に関する研究と実践においても、「社会的道徳的責任」を生徒に身につけさせることが政治教育の一環として認識され、「政治的リテラシー」の養成こそを最終目的とするケースも見られる。一方で、政治教育とは明確に区別された形で、道徳教育を実施することが困難な状況にある。

例えば、中国では、以前より「思想品德」や「品德と社会」などの必修科目があり、道徳教育の担い手として、小学校から大学にかけて授業が行われている。しかし、学校で使用される教科書では、生徒たちに選挙権を行使する責任を感じさせ、自分の努力で国をもっと良い方向へ発展させるという政治的な内容が多く、国の政治体制などの知識を生徒に伝達することが道徳教育であると考えられがちである。それゆえ、道徳教育が「政治的リテラシー」を育成するための政治教育と混同される傾向もある。

道徳教育と政治教育の混同は、儒家文化に内在している難問でもある。上述したように、中国の公民教育は儒家文化に影響を受けている。儒学では、国家を統治することは自明のことであり、国のリーダーである王が最高の徳性を備え、最善の個体であると認識されている。王が徳政を行い、民衆も自身の道徳を養うことが理想であるとされ、最高の国をリードするために必要であると考えられる。それゆえ、儒学では、政治における最高の地位と最高の道徳は同じであるとされ、徳性を民衆に認めることでより高い政治的地位を得ることもできるため、政治教育と道徳教育が同一視される傾向がある。例えば、『礼記』³⁸で提唱される「仁」、「義」、「孝」は、修身の根本であり、「修身」、「治国」、「平天下」は政治の三段階であり、有能の君主は必ず自分自身の徳性を養わなければならない。

政治のために行われる道徳教育は、政治教育と混同されやすい。このことは、道徳教育と政治教育の境界線を曖昧なものにする。一方で、道徳教育は、直接的または間接的に政治生活の影響を受けることも事実である。ゆえに、道徳と政治とが直接的には関わ

³⁶ 王霞「当代中国民間道徳力量」南京師範大学博士論文、2014年、p.1.

³⁷ 同上、p.1.

³⁸ 胡平生・張萌訳『礼記』中華書局、2017年.

り合わない余白の部分、言い換えれば、政治教育に回収され得ない道徳や、道徳に解消され得ない政治の側面を見出すことが重要である。すなわち、道徳教育と政治教育を区別しようとするれば、道徳教育にしか展開し得ない独自の側面を捉えることがその出発点となる。実際、両者を区別し分離する試みは、東アジアの思想にも欧米の思想にも存在し、近年では、そうした研究と実践がますます注目されるようになっていく。

例えば、君主制を主張する儒学は、もともと「自由」や「民主」と対立するものとして認識されてきたが、近年では、安靖如らが「進歩儒学 (Progressive Confucianism)」という新しい概念を提示し、儒学も現代的な価値観と制度に融合して、時代とともに発展すべきだと主張している。彼は、「自主規制 (self-restriction)」という鍵概念を応用し、三つの論点を整理した。すなわち、①儒学者は純粋な徳 (full virtue) を追求すべきであること、②その純粋な徳は公共世界でのみ実現し得るものであること、③その実現は客観的な特性の追求と区別しなければならないことの三つである。さらに、彼は、「自主規制」が政治的価値観と道徳的価値観の間の間接的な連携を取り、「政治的価値観は道徳的価値観から生まれ、逆に制限され」もしていることから、「政治生活と道徳生活は互いに関連しつつ、独立したものである」と明らかにしている³⁹。このような考え方は、シティズンシップ教育における道徳教育と政治教育の分離を促す一つの試みとして重要である。

さらに、趙によれば、欧米では、「1980年代に責任を持つ積極的な参加型市民」という概念が提示され、二つの側面（社会参加と政治参加）で積極的に参加するという新しい市民像が追求された⁴⁰と考察されている。趙は、市民育成の面から社会参加の市民と政治参加の市民を分類し、参加型市民教育も両者を踏まえた議論を展開している。それに相応して、道徳教育も社会参加と政治参加という二つの目的を持っている。このような考え方は、政治教育と道徳教育の混同を回避することができるだろう。

したがって、こうした葛藤に基づいて解釈すれば、政治教育と道徳教育の範囲を可能な限り広げ、それらの境界線と限界を探ることが必要となる。新しい時代の道徳教育の実践を理解し、示唆を得る上で、シティズンシップ教育の要素である「社会的道徳的責任」の意味と可能性を明らかにすることが求められる。

(4) 道徳教育の特性

道徳教育の独自性について、ここでは主に二つの側面から分析を行う。それは社会参加のための道徳教育と精神解放としての道徳教育である。

ここでの社会参加は、非政府的な組織と活動を参加することを指している。それゆえに、未来の市民の「社会的道徳的責任」を培うための教育は、単に政治参加のために行われる政治教育とは異なり、市民の政治参加と社会参加に必要な素質と能力の形成を求めるものとなる。ホスキンス (Hoskins) ⁴¹らが提示した参加型市民 (アクティブ・シティズンシップ) に関する四つの評価指標では、「社会変化とプロテスト (抗議)」と「コミュニティ・ライフ」という二つの指標内容において、政治参加のほかに、文化団体への参加、環境団体への参加、宗教団体への参加など国境を超える社会参加の実例が挙げられている。

³⁹ 安靖如『当代儒家政治哲学』江西人民出版社、2015年、pp.55-56.

⁴⁰ 赵晖『社会转型与市民教育』人民教育出版社、2007年、pp.145-146.

⁴¹ Hoskins, Bryony L., Mascherini, Massimiliano, *Measuring Active Citizenship through the Development of a Composite Indicator*, Social Indicators Research, 90, 2009, p.469.

さらに道德教育は、以上の二つの参加のためだけではなく、精神解放という重要な役割も持っている。道德は、常に個人や集団において、自発的に更新されるものでもある。その更新は、以前にはなかったものを創造し進行させる過程でもある。また、更新された道德は、集団において納得されれば、暗黙のルールとして共通の道德（公共善）になるかもしれない。その一方で、各個人で内面化される必要性もある。また、自分しか納得できない道德感情や、自分の行動を制限する一種の拘束力を持つ道德もある。さらに、それに従って順調に行動すれば、一定の満足感と達成感を感じることができる道德というものも存在する。それは、芸術における審美的なものの領域に近接する。社会学者のデュルケーム (Émile Durkheim) は、現実主義的な精神を継承しながらも、倫理的な価値をも尊重する芸術の本質に浄化力があると考えた。彼は、『道德教育』の中で芸術について言及している。例えば、「芸術」が「私たちを癒してくれる」のは「私たちに新しい自分を発見させることができるからだ」と捉えた上で⁴²、「審美教育は意志を各種の道德目的と適応させるため、審美教育を通して道德教育のために生徒を準備させることもできる」と主張している⁴³。

哲学者のブロッホ (Ernst Simon Bloch) によれば、芸術は、期待と想像、魂と精神、道德と良知、美と善などの性質を備え、いずれの特徴においても希望が横たわっているという。彼は、「芸術は幻ではなく、すでに形成されているものの延長線の中で活躍し、形に適したすでに形成されているものの中で活躍する」と主張している⁴⁴。ブロッホによれば、芸術と審美の本質は、未知への美しい想像や幻影である。芸術は、可能性に対する期待と情熱に満ちた追求の表現である。薛は、このような希望哲学の啓発を受けて、希望と審美と道德の三つの要素を結びつけ、倫理希望から芸術想像へ、芸術想像から道德審美へ、さらには道德審美から解放された希望へと転換する可能性がある⁴⁵と論じている。その上で、「道德教育は審美という論理によって人を解放する芸術となる」と述べている。薛は、ブロッホの希望哲学を道德教育の視点から解釈し、人に美と善を教えるという道德教育の最終目標は人に「希望」を学ばせることであると解釈したのである。このように、道德と政治参加は、社会参加と精神解放の課題と関連づけられる。

終わりに

本稿では、クリックがシティズンシップ教育において言及した三つの要素を起点にして、日本と中国における市民教育とシティズンシップのあり方について検討してきた。特に、クリックが論じる「社会的道德的責任」を中心にして、シティズンシップ教育における政治教育と道德教育の混乱と境界線について明らかにしてきた。東アジアにおけるシティズンシップ教育の発展は、欧米で展開されたシティズンシップ教育から影響を受けていると同時に、必ずしもそれだけでは捉えられない側面も有している。本稿では、それを東アジアの儒家文化の伝統という思想的、歴史的な文脈から考察した。儒家文化からの影響を強く受けている日本と中国では、道德教育と政治教育が混同されがちであり、このことがシティズンシップ教育においても一つの重要な課題を形成していると言

⁴² 涂尔干著、陈光金等訳『道德教育』上海人民出版社、2001年、p.258.

⁴³ 同上、p.259.

⁴⁴ 恩斯特・布洛赫著、梦海訳『希望的原理（第一卷）』上海译文出版社、2012年、p.256.

⁴⁵ 薛晓阳「希望与审美：作为艺术解放的道德教育——从希望哲学看道德教育的审美逻辑」『高等教育研究』35卷12号、2014年、p.18.

える。すなわち、政治と道徳の境界線上でシティズンシップ教育をどのように構想するかという課題である。それらの問題の解決には、東アジアの政治と道徳の境界線を探りつつ、道徳教育と政治教育の相互に独立した部分に重点に置くとともに、社会参加と精神解放としての道徳教育の機能についても積極的に捉えていくことが必要となる。東アジアのシティズンシップ教育の発展にとって一つの鍵となるのは、欧米で展開された市民教育とシティズンシップの思想を、東アジアの思想や歴史とどのように接合し、新たなヴィジョンを形成していくのかという点にあると言えるだろう。